

組合規程の改定・廃止について

組合規程を下記のとおり改定・廃止いたします。

つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

記

新旧条文対照表

17. 健康診査等補助費支給規程

新	旧
(健診等の範囲) 第2条 略 (1)～(6) 略 <u>(7)禁煙プログラム</u> <u>(8)家庭常備薬幹旋</u> (補助費支給要件) 第3条 略 (1)～(6) 略 <u>(7)禁煙プログラム 被保険者・被扶養者</u> <u>(8)家庭常備薬幹旋 被保険者</u> (補助費の支給回数及び限度額) 第4条 略 (1)～(2) 略 (3)乳がん検診 <u>隔年(偶数年度)1回 検診費用全額。</u> (4)子宮がん検診 <u>隔年(偶数年度)1回 検診費用全額。</u> (5)～(6) 略 <u>(7)禁煙プログラム 年1回 禁煙プログラム費用の70%。</u> <u>(8)家庭常備薬幹旋 年1回 上限1,000円。</u>	(健診等の範囲) 第2条 略 (1)～(6) 略 (補助費支給要件) 第3条 略 (1)～(6) 略 (補助費の支給回数及び限度額) 第4条 略 (1)～(2) 略 (3)乳がん検診 <u>年1回 上限2,000円。</u> (4)子宮がん検診 <u>年1回 上限2,000円。</u> (5)～(6) 略
附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。	

37. 禁煙治療補助費支給規程

(別紙)

この規程は、令和4年4月1日をもって廃止する。

令和4年3月10日

ダイハツ健康保険組合
理事長 竹田 眞也

[別紙]

ダイハツ健康保険組合 禁煙治療補助費支給規程

平成31年2月8日制定（第161回組合会）

令和4年2月21日廃止（第167回組合会）

（目的）

第1条 この規程は、ダイハツ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者（以下「組合員」という）の健康増進と生活習慣改善を図るため、組合員が医療機関の禁煙外来治療を利用して禁煙する際に、補助をする支援策について定める。

（利用者の範囲）

第2条 この補助を利用できるものは20歳以上の組合員とする。

（受診方法）

第3条 禁煙外来治療は事業所医務室のほか、健康保険適用の禁煙治療セクションを持つ医療機関に通院して受診するものとする。

（回数制限）

第4条 組合員が禁煙外来治療補助を利用できるのは、1クール限りとし、治療を中断した場合は補助の対象としない。

（補助額）

第5条 組合員が禁煙外来治療を健康保険で受診し、治療を継続し禁煙を達成したものに10,000円を補助する。

（申請の方法）

第6条 補助にあたっては、所定の申請書に治療が終了したことの医師（事業所医務室の場合は事業所）の証明を受けたうえ、医療機関の領収書（原本、治療内容・金額の明細がわかるもの）を添えて組合に請求するものとする。医師の証明にかかる費用は自己負担とする。

（守秘義務）

第7条 組合と禁煙外来治療の医療機関は、この業務遂行上、直接、間接に知り得た個人情報などの秘密事項を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。ただし、事業主の健康推進担当と禁煙者情報の共有することはこの限りにない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日をもって廃止する。